

みんなの力で、もっとうれしい石川県へ。

受動喫煙対策推進
マスコット

けむいモン



なくそう!

望まない受動喫煙



石川県観光PR
マスコットキャラクター

「ひやくまんさん」

©2013 石川県 ひやくまんさん#0961

義務違反時には、罰則が科されることがあります。

様々な施設で、**屋内は原則禁煙**です。喫煙可能な飲食店や事業所には「**各種喫煙室が設置**」され、「**標識が掲示**」されています。



20歳未満の方は喫煙可能エリアへは**立入禁止**です。

ひろがってるね、望まない受動喫煙対策



病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

敷地内禁煙

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます（特定屋外喫煙場所）。



飲食店

原則屋内禁煙

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、**経過措置があります。**

- Q1 2020年4月1日時点で、現に存する店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

※経過措置を選択する場合は届出が必要です。詳しくは石川県ホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

屋内禁煙



喫煙専用室設置



加熱式たばこ専用喫煙室設置



店内で喫煙可



■屋内禁煙以外を選択した場合に実施すべきこと



喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、施設の出入口及び喫煙室の出入口に標識の掲示が義務付けられます。

喫煙室が満たすべき技術的基準

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている



20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずる必要があります。

標識例 各種喫煙室の様式は厚生労働省ホームページにてダウンロードできます

例) 喫煙専用室を設置した場合

「喫煙室」の出入口に貼るもの



●喫煙専用室であること
●20歳未満立入禁止であることを記載

「施設」の出入口に貼るもの



●喫煙専用室がある施設であることを記載

※改正健康増進法における義務違反時には、指導・命令・罰則（過料）等が適用される場合があります。
※改正健康増進法の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

なくそう！望まない受動喫煙



屋外・プライベート空間での配慮も忘れずに！ 喫煙する時には、屋外やプライベート空間でも配慮が必要です。

■財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。

受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主を対象に喫煙室等の設置にかかる経費の一部を助成しています。詳細は厚生労働省HPをご覧ください。→



生衛業受動喫煙防止対策助成金

左記助成金の対象とならない生衛事業者の方はこちらをご覧ください。→

